

新監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 30 日

新潟市監査委員	高 井 昭一郎
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1) 対象団体

公益社団法人新潟市南区農業振興公社

(2) 所管課

南区役所産業振興課

第4 監査の着眼点

(1) 対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組み（自主財源の確保等）はどうか。

(2) 所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

令和2年4月から令和3年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び公益社団法人新潟市南区農業振興公社の執務室等

(2) 実施日程

令和3年12月8日から令和4年3月30日まで

第8 監査対象団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益社団法人新潟市南区農業振興公社
 (新潟市南区白根 1235 南区役所分館内)

(2) 基本財産等

13,000 千円 (出捐額内訳：市 6,000 千円・新潟みらい農業協同組合 6,000 千円・
 越後中央農業協同組合 1,000 千円)

(3) 設立目的及び事業

公益社団法人新潟市南区農業振興公社 (以下「公社」という。) は、地域農業の持続的発展を目指すことで地域の発展を図ることを目的として、旧白根市と旧白根市農業協同組合の出捐により設立され、当該目的を達成するため主に次の事業を行っている。

- ア 農用地利用対策事業
- イ 産地活性化総合対策事業
- ウ 資源循環事業

(4) 沿革

- 平成 16 年 旧白根市と旧白根市農業協同組合の出捐により社団法人しろね農業振興公社として設立
- 平成 21 年 市町村合併，農業協同組合 (以下「農協」という。) の合併を経て，味方・月潟地域を活動範囲に加え，社団法人新潟市南区農業振興公社に名称変更
- 平成 24 年 公益社団法人に移行

(5) 組織の状況

(単位：人)

	合計	市派遣	市兼任	他団体兼任	市職OB	プロパー	臨時・嘱託等
役員計	16		1	15			
常勤							
非常勤	16		1	15			
職員計	39		2	2			35
常勤	2			2			
非常勤	37		2				35
合計	55		3	17			35

※令和 2 年 7 月 1 日現在

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和元年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	5,279,876	3,656,328	1,623,548
2 固定資産	13,095,041	13,195,265	▲100,224
(1)基本財産	13,000,000	13,000,000	0
(2)特定資産	0	0	0
(3)その他固定資産	95,041	195,265	▲100,224
資産合計	18,374,917	16,851,593	1,523,324
II 負債の部			
1 流動負債	0	0	0
2 固定負債	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	13,000,000	13,000,000	0
2 一般正味財産	5,374,917	3,851,593	1,523,324
正味財産合計	18,374,917	16,851,593	1,523,324
負債及び正味財産合計	18,374,917	16,851,593	1,523,324

※各年度とも3月31日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和元年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	122,628,458	113,919,233	8,709,225
経常費用	121,105,134	113,112,128	7,993,006
当期経常増減額	1,523,324	807,105	716,219
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,523,324	807,105	716,219
一般正味財産期首残高	3,851,593	3,044,488	807,105
一般正味財産期末残高	5,374,917	3,851,593	1,523,324
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	13,000,000	13,000,000	0
指定正味財産期末残高	13,000,000	13,000,000	0
正味財産期末残高	18,374,917	16,851,593	1,523,324

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7) 経営成績及び本市からの財政的援助の状況

当期一般正味財産増減は、平成 30 年度に消耗什器備品の購入等により赤字となっているが、その他の年度では黒字となっており、正味財産を維持した安定した経営状況となっている。また、本市からの財政的援助は年々減少傾向にあり、経常収益に占める市財政的援助の割合は年々減少傾向にある。

(単位：千円)

	H28	H29	H30	R 元	R2
経常収益計 (A)	103,426	105,069	104,889	113,919	122,628
経常費用計 (B)	103,122	104,386	104,940	113,112	121,105
当期一般正味財産増減 (A-B)	304	683	▲51	807	1,523
正味財産期末残高	15,412	16,095	16,044	16,851	18,374
市財政的援助 (C)	8,440	5,208	4,311	3,256	3,256
経常収益に占める市財政的援助の割合 (C/A)	8.2%	5.0%	4.1%	2.9%	2.7%

(8) 主な事業の概要

ア 農用地利用対策事業

公社では、担い手不足や高齢化等の課題に対応すべく、農業経営の縮小や廃止を希望する農家から農用地を借り受け、担い手農家へ貸し付ける「農用地利用対策事業」を実施している。

農用地利用対策事業には、公社が契約の主体となる「農地利用集積円滑化事業」と、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が契約の主体となり、公社が機構から業務委任を受け、申請受付や相談等を行う「農地中間管理事業」がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、令和 2 年度より公社主体の新規賃貸借契約は締結できなくなった。これにより、令和元年度以前の既存の公社契約分については、契約期間は最長 10 年で、その後は更新できないことから、令和 11 年度をもって全て満了することとなった。

(単位：ha)

	H28	H29	H30	R 元	R2
公社契約分面積 (農地利用集積円滑化事業)	325	337	355	358	356
機構契約分面積 (農地中間管理事業)	356	445	557	647	710

イ 産地活性化総合対策事業

産地活性化総合対策事業の主要事業である「農作業パート事業」は、人手不足の農家に対し労働力支援を行うもので、果樹農家の多い南区のみの取組みであり、特に果樹農家からの需要が大きく、事業収入や農作業パート実人数は年々増加傾向にある。

	H28	H29	H30	R 元	R2
事業収入（千円）	7,418	7,235	6,704	9,506	10,420
利用農家数（戸）	54	49	45	57	55
農作業パート実人数（人）	25	21	24	35	34

ウ 資源循環事業

健康な土づくりによる環境保全型農業の推進のため、公社が農機具リースで導入した堆肥散布機械を使い、耕畜連携の取組みとして堆肥を農地へ散布している。

第9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 注意事項

ア 現金及び切手の管理が不適切だったもの 団体

【事実】

金庫内を確認したところ、12,497 円の不明金が保管されていた。また、切手の一部の種類について、切手受払簿への記入及び確認がされておらず、切手受払簿との枚数が異なっていた。

【見解】

定期的に金庫内を確認し、不明金が発生しない体制を整備するとともに、発生した不明金については、雑収益として計上するなど適切に処理する必要がある。また、切手については枚数を切手受払簿に照らし合わせて、定期的な確認を行う必要がある。

イ 財務会計規程に定める収入及び支出の手続によらず予算執行していたもの

団体

【事実】

財務会計規程では、収入の調定及び支出行為をする際には、それぞれ規程に定められた書類を作成し、理事長等の決裁を受けなければならないことが定められているが、一部の事務において実際にはこれを作成せず、支出時の金融機関への提出書類や入出金後の通帳を上席者が確認しているのみで、理事長等の決裁は得ずに処理していた。

【見解】

収入及び支出の手続について、適宜上席者が通帳等を確認するなど一定の統制はとれているが、財務会計規程に定められた手続とは異なっていることから、適正に予算が執行され、かつ財務会計規程と実態が整合するよう、財務会計規程の改正も含めて検討する必要がある。

ウ 会計顧問契約の変更契約が漏れていたもの 団体

【事実】

公社は税理士と会計顧問契約を締結しているが、顧問料が変更されているにもかかわらず、変更契約を締結しないまま、変更後の顧問料を支払っていた。

【見解】

公社と税理士との間で、顧問料等の契約内容についての認識に相違が無いよう、変更があった際には、変更契約を締結する必要がある。

エ 再委託の承認申請手続が行われていないもの 団体

【事実】

資源循環事業の業務委託契約を本市と締結していたが、その契約上、第三者に業務を再委託する際は、本市の書面による承諾を受ける必要があるにもかかわらず、その承認申請を行っていなかった。

【見解】

今後本市から業務を受託する際は、契約条項の確認を徹底し、再委託の承認申請手続を忘れずに行う必要がある。

(3)意見

公社は、平成16年に旧白根市における地域農業の持続的発展及び地域の活性化に寄与することを目的として設立され、その後、市町村合併を経て、平成21年から味方及び月潟地域を活動範囲に加えている。設立当時から課題であった担い手不足や高齢化は年々厳しさを増し、農林業センサス報告書によると、令和2年の南区の基幹的農業従事者数は2,261人で、5年前に比べ448人減少し、65歳以上の高齢者の割合は64.4%で、同様に7.8ポイント上昇するなど深刻な状況である。

こうした課題に対応するため、公社はこれまで本市や農協等と連携して、南区における担い手への農地利用集積や人手不足の農家への労働力確保などに積極的に取り組み、地域農業の一翼を担ってきた。特に、公社の主要事業の1つである農作業パート事業については、果樹農家からの需要が大きく、近年では果樹農家以外の農家からの依頼も増え、南区の農家が継続して安定した労働力を確保するために必要な事業となっている。

一方で、公社の主要事業であり、総収支の8割以上を占める農用地利用対策事業については、担い手への農地集積及び集約化を加速させるため、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、公社が契約の主体として実施してきた農地利用集積円滑化事業が、令和2年度より機構が契約の主体となる農地中間管理事業へ一本化された。これにより、令和2年4月以降、公社が契約の主体となる新規賃貸借契約は

締結できなくなり、既存の契約は令和 11 年度をもって満了する。

また、公社の構成団体である新潟みらい農協と越後中央農協を含む 5 農協が令和 4 年 4 月に広域合併することとなり、これを機に、公社内部において解散も含めた公社のあり方が検討された。結果として、既存事業の承継先が決まらず、現時点で解散した場合、事業を利用している農家に負担が生じることなどの理由から、農協合併に合わせた解散は見送られた。しかし、この広域合併により農協が県内最大規模となることに加え、担い手不足等は南区のみの課題ではないことを踏まえると、南区という限られた地域を活動範囲としている公社は、その存在意義を問われかねない。

農地中間管理事業の制度改正により担い手への農地利用集積を行う主体が公社から機構へ移行したことや、農協の広域合併等により、公社の置かれた状況や果たすべき役割は大きな変化の時期を迎えている。これらを踏まえ、南区農業に携わる区役所や農業委員会、農協等の各団体だけではなく、本市の関係部署とも連携し、引き続き地域農業の抱える課題に対応しつつ、公社のあり方についても検討を求めるものである。